

価値論理学倫考 II

神 英 樹*

„Von der Wertethik II“

Hideki JIN

要 旨

ここではマックス・シェーラーの『実質的価値論理学』^{#1}の中の「人格の概念」について論じられる。

Synopse

Hier diskutiere ich über „den Begriff des Persons“ in „der materiale Wertethik“ Max Schelers.

序

人格一般の理論的把握

イマヌエル・カントの「形式的倫理学」^{#2}の原則的主張によるならば、これに対してすべての実質的倫理学は「人格の尊厳」^{#3}と「人格の自己目的性」^{#4}を否定することになりはしないか、という点がシェーラーの問題とするところである。ところが彼に言わせるならば「形式主義的な理性倫理学・法則倫理学のほうも、また人格の尊厳を奪うのではないか、しかも非人格的ノモスに服従することによってはじめて人格と成ることが実現するはずだと主張するが、かかるノモスの支配下に人格を置くことによって、その尊厳を奪うのではないか」^{#5}と疑問を投げかける。

そこで「人格とは何であるか」^{#6}あるいは「倫理学において人格はどういう意義が帰せられるか」^{#7}が明らかにされねばならない。それにはまず「人格が形式主義の体系的連関のうちで占める位置」^{#8}が特徴づけられねばならない。そして更にそのようにして把握された「人格が形式主義のうちで倫理的諸価値とどんな関係を有するか」^{#9}が問題にされねばならない。小論ではその前半部分を取り上げる。

1 人格と理性

「形式的倫理学」が「人格」を「理性人格 (Vernunftperson)」^{#10}と特徴づけることは単に術語上の偶然ではない。つまりこの術語は「すべての原因性に依存せずに一観念的な意味ならびに事物の法則性 (論理, 倫理等) に従う作用を実現することが人格の本質に属していることを意味しているのではなく、むしろ (一語のうちに) 形式主義の質料的見解, すなわち人格は根底において理性的な作用すなわち上の観念的諸法則に従う作用を実現するそのつと論理的主語以外のものでは全然ないという見解」^{#11}を刻印しているのである。あるいは簡単に言えば、ここでは「人格は何らかの理性的活動の X であり、したがって倫理的人格は道徳法則に即した意志活動の X である。すなわち人格とその特殊な統一との本質がどこに存するかが第一に示され、次に理性活動が人格の本質に属するものとして提示されるのではなくして、人格であることはそれ以外の何ものでもないことであり、合法則的理性意志あるいは実践的活動としての理性活動の出発点であり、出発点としてのある X であることに尽きる。」^{#12}となる。したがってここから「人格と名づけられる存在者、たとえば特定の人間 (あるいは神の人格さえも) がなおそれ以上、すなわち合法則的理性の出発

* 助教授 一般教科哲学

点>より以上であるものは、人格であることの基礎づけとなりうるものではなく、むしろ人格であることを単に制限し、それどころか相対的に破壊させることになるものである」^{#13}と言われる。

これらの規定のうちでシェーラーによると「正しいもの」^{#14}は「人格は理性の能力や力等をも含めてある種の能力や力を有するような物あるいは実体とは決して考えられないということ」^{#15}である。そして「人格はむしろ体験の統一性、直接的にとともに体験された統一性であり直接的に体験されたものの背後と外部に存すると考えられただけの物ではない」^{#16}のである。

さて上述の「理性人格としての人格」という規定は第一に「人格理念を具体的人格へと具体化することはすべてはじめから非人格化することに落着くという結果に終る」^{#17}なぜなら「或るものが理性活動の主語であるという事実—ここで人格と名づけられている—は具体的人格に、たとえばすべての人間に等しく、そしてすべての人間において同一的なものとして帰属するから」^{#18}である。したがって「人間は人格であることのみでは相互に全然区別されないことになり」^{#19}、これにより「個性的人格という概念は厳密に解すれば形容矛盾ということになる」^{#20}。なぜなら「理性作用は一ある種の事物合法則性に対応する作用であるとのみ定義される場合には—それ自体において外个性的であり、あるいは超个性的であるから」^{#21}である。このことは「当の存在者が人格であることの破壊」^{#22}になってしまうことである。

しかしこのような結果は「おのおのの有限人格は個体であり、しかも人格そのものとしてそうであり—彼の特殊の（外的および内的）体験内容すなわち彼の考え意志を感じるものなどによつてはじめて、また彼が所有している身体（身体による空間充実等）によつてはじめて、個体となるのではない、という本質連関に矛盾する」^{#23}ことになる。そしてそれは次のことを意味している。つまり「人格の存在はある種の合法則性に即した理性作用の主語であることには決して解消しない」^{#24}また「人格が道徳法則によって一法則の実現として—はじめて創造されたとしても、人格は決して道徳法則に〈服従〉しえない。なぜなら人格存在はまたあらゆる服従の基礎でもある」^{#25}

そして上述のような規定から「整合的帰結として生ずるに違いないものは、自律律(Auto-nomie)（この語の「Auto」は確かに人格の自律性を示しているが）ではなく、理律(Logonomie)であり、

同時に人格の極端な他律(Heteronomie)である」^{#26}と言われる。

ここから生ずる問題は次の点である。すなわち「かの人格規定が整合的に(Konsequent)堅持されず、人格概念の適用のうちに理性活動の単なるXを何らかの仕方では越え出ている何らかの積極的な実質的な要素が混じり込む場合には、何がいったいある人においてあの〈自律〉と〈尊厳〉に、何があの不可侵性と尊厳に関与するのかを規定することに、もはや全然限界がなくなってしまう—かくして人格の規定における第一の虚偽(πρωτον φευδος)はおのずから次のような誤った二著撰一へと導いてゆく。すなわち、純粋な理律による人格の他律化、それどころか完全な非人格化への傾向か、それともおのれを正当化しうる権利の内面的限界を全然もたずに生を享樂する倫理的な個人主義か、このいずれかである」^{#27}

そしてこれらの二つの迷誤を防ぐことのできるのは「精神的な人格と個性性の承認のみである」^{#28}と言明される。

2 人格と超越論的統覚の「自我」

カントは「あらゆる対象的な経験統一の根本条件として、同時にまた対象一般の（内的〈心理的〉並びに外的〈物理的〉、さらに観念の対象）理念の根本条件として、知覚、表象等のおおのの作用には〈我考う〉が伴いうるのでなければならないということ、を見なした」^{#29}。ここで考えられている「自我」^{#30}は「対象の統一のために追加された相関概念」^{#31}ではなく、その「統一性と同一性は対象の統一性と同一性の条件である」^{#32}。これによれば「対象とはただ自我によって同一化されうるあるものにすぎぬことを意味している」^{#33}

「同一性はここでは対象の本質特徴ではなく、またあらゆる任意の対象においてそのような特徴として直観されうるものではなく、〈対象〉という語の意味はあるものが自我として同一化されうることと同じであるはずである」^{#34}

ところがシェーラーによると「上のような条件は決して存しない」^{#35}と言われる。「たしかに本質同一の対象にはまた本質同一的作用が対応するに違いない」^{#36}しかし「この連関は一作用と対象の一般的連関と同様に—一方的ではなく相互連関である」^{#37}そして「自我」も「それ自身がなお対象である」^{#38}。しかし「作用は決して対象ではない」^{#39}なぜなら「ただ実行そのもののうちでのみ体験され反省のうちに与えられることが作用の存

在の本質に属しているからである」⁴⁰。したがって「作用が第二のたとえば回顧する作用によってあらたに対象となることは決してありえない」⁴¹なぜなら「作用を素朴な実行を越えてさらに知られうるものとする反省においても、作用は決して〈対象〉ではないのであり、反省知は作用に〈随伴〉するが、しかし作用を対象化するものではないからである」⁴²

このことから「作用」が「知覚（あるいは観察）のある種の形式のうちに与えられることは決してありえない」⁴³と言われる。

しかし「それぞれの自我は唯一の知覚のあり方の形式のうちに、しかも内部知覚の作用＝形式とこれに本質法則的に対応する多様性の形式とのうちに与えられている。もしわれわれが知覚のこれら形式の相違と、この多様性に対応する直観的な諸形式を形式なき直観の作用に還元するならば、内部知覚という作用の実行中にはそれ自体はただ知覚の形式としてのみ現れる自我そのものも知覚の質料であり、一したがって、カントが考えたように、時間直観の形式に内在する対象の単なる理念あるいは〈論理的主語〉の理念ではない。」⁴⁴とされる。

それゆえこのことから「体験の諸述語に対する〈論理的主語〉の理念も、等根源的に外的直観の所与のうちにある時間的な多様性も自我性を規定して自然存在との限界づけをなしえない。たとえば物質も（空間内にある持続的なものであるのみならず）時間のうちにある論理的主語である。したがって対象の理念もこの理念の相関概念の作用の理念も、特定の現象学的に指摘しうる相違した質料のつけ加わることによって等根源的に〈自我〉と〈物質〉との理念に区分されるのであるから、自我はこの語のいかなる意味においても対象の条件ではあり得ない。むしろ自我そのものは対象中の一対象にすぎず、しかも自我の同一性は、同一性が対象のまさに本質徴表であるかぎりにおいてのみ存立する。」⁴⁵

以上のことからシェーラーはただ次の一点をのみ承認する。すなわち「対象の本質には作用による把握可能性が属するが対象の同一性の本質には作用の同一可能性が一しかも作用の把握する対象の同一性を見なくても一同様に本質必然的に属すること」⁴⁶である。

しかしこのこと以外にはなお「それらの作用を遂行する自我の同一化あるいは同一性が属するのではない。自我の同一性はこの本質的共属の一つ

の特殊の場合にすぎず、この共属の基礎でも〈条件〉でもない」⁴⁷そしてまたこの「共属性」は同時に「対象および対象の諸連関が作用および作用の諸連関と先験的な基礎づけの関係とに〈方向づけ〉られねばならないこと（コペルニクスの転回）を否定することを意味している」⁴⁸

それゆえ「自我によってあるいは自我性の本質を身に具えている認識者によって経験あるいは認識されうることは、世界あるいは世界存在の〈条件〉では全くない。〈我思う（cogito）〉ではなく、考えること（cogitare）のみが上の本質連関の意味において〈条件〉であり、さらに同様にまた世界存在が考えることの〈条件〉である」⁴⁹

カントにおいてそれでは「個性的な体験我」⁵⁰は否定されたことになるのであろうか。これについては単なる「時間における体験の連関—単なる論理的主語の理念にまわりついている連関に引き下げるように試みた」⁵¹ものであると言っている。

これに対してシェーラーの見解は次の通りである。すなわち「自我性はただ何らかの個性的な自我のうちにのみみずからが存在することを示し、したがって自我性はすべての可能的な個性的な諸自我〈本質〉—しかも自我としての本質—であること以外にみずからがなお〈ある一つの〉存在者としては考えられないということである」⁵²

かくして「われわれは個性的な諸自我から経験的に抽象しないで〈自我性〉の理念を形成し、その理念をむしろ諸自我に関して形相的抽象によって〈発見〉する」⁵³ことになったのである。そして「自我性の本質と個性的自我一般の本質との連関」⁵⁴は「超個性的自我や意識一般や超越論的自我についてのすべての説がすべての人間における特殊の合法的な取扱ひ方と明証的に矛盾するものであることを示している」⁵⁵。「ただ一方に自我性の本質があり、他方には、自我性がそこにおいてのみ存在するものとなる個性的な諸自我がある。したがって個性的自我は上のすべての学説の信奉者が思考しているように自我性の制限というあり方ではなく、むしろ逆に個体の外なる自我あるいは〈超個性的自我〉という観念、すなわちこうした自我の制限あるいは〈経験的混濁〉が個性的自我であり、個性的自我は超個性的自我の前提のもとではじめてそのような制限でありうるという自我に関するあらゆる観念は、明証的に不合理な見解である」⁵⁶それゆえ「もし個性的自我を削除するならば、たとえばいわゆる超個性的自我が

「世界」の連関中心としてなおも存続することはなく、一般に自我なるものが存続することはない」⁵⁷ことになる。

以上からの結論は次のように言われる。すなわち「世界」が（外界と内界として）一般になお個性的諸自我の体験内容とは別のものであるならば、どんな自我も（超越論的あるいは超個性的な自我も）世界の条件ではありえない。そして逆に世界および世界の所与性の自我による制約性というあらゆる見解は上述の本質連関に基づいて必然的に独我論に向ってゆく」⁵⁸と。

さてこれまでのところでも「われわれは人格性（Personalität）の認識においては前進していない。ここに発見された根本事実と概念とのいずれからも「人格（Person）」の概念は獲得されないからである。すなわち、作用と対象のあいだに、作用の形態や方向や様式とそれに所属する対象領域とのあいだに存立する諸連関からも、さらに自我性と個性的自我からも、さらにまた「靈魂」からも、人格の概念は獲得されない」⁵⁹と言われねばならない。

さてここで残る二つの問題がある。その一つは「われわれがすべての作用様式、作用形態、作用方向を、これらの作用および作用の自然機構の實在的な担い手を度外視して分離し、作用の本質性および基礎づけの法則を提示するとすれば、作用の次のような統一体はいったい何であるか。その統一体とは、作用の担い手（たとえば人間）を自然機構へ還元することによって作用の諸々の本質性がはじめて取出されたのであるが、この機構からなお完全に独立してこれらの相異した作用本質そのものを——統一性へ結び合せるものである」⁶⁰

ここで「作用」に関しては「個々の時間的に規定された作用、たとえばいま私が書いているときの私の思惟は、特定の個体が遂行するのであって「自我」いわんや「靈魂」がするのではない。われわれはこの際にこの作用のそれ以上の遂行者を必要としない」⁶¹ としてもしわれわれがこの遂行者および彼の実在性と性質を度外視するならば、そこに残るのはただ種々の「作用本質（Aktwesen）」⁶²、たとえば「判断や愛憎、意欲、内的、外的知覚等」⁶³であり、これらのうちで「内的知覚の作用本質に自我が対応する」⁶⁴のである。

ここで「われわれは作用遂行者から独立して、無限に豊富な法則的關係、たとえば知覚と知覚物、知ることと見られる物、感情と価値、愛と価値、

先取と価値、意欲とその投影、これら両項のあいだに存立する法則的關係を吟味」⁶⁵しなければならない。さてしかし一つの問が残るが、それは「どのような統一的な遂行者が非常に本質的に相異した作用様式や作用形態や作用方向一般を具えた作用遂行の本質に「属するか」⁶⁶」というものである。しかし「作用本質およびその基礎づけ連関はすべて帰納的経験に対して当然のことながら「ア・プリオリ」であるから」⁶⁷ またその問いは「どのような遂行者が非常に相異した本質を具えた作用の遂行に本質的に「属するか」⁶⁸となる。この箇所においてはじめて「人格性が問題としてわれわれの前に提示」⁶⁹される。

第二の問題は「対象と対象領域」⁷⁰の側にあられる。「作用の側における現象学的還元に対応して、ここでも還元を遂行するならば、対象の純粋な事実性、しかもたとえば価値と現存対象が表現し、その表現している事実性のうちにさらに事実性の豊富な下位領域（物理的なもの、心理的なもの観念的なもの）を表現しているような、形式事実性と実質的事実性、そのそれぞれが特殊の対象領域を基礎づけているような事実性、これらの事実性の本質連関と意味連関のみを研究するために、われわれが対象の現実性と非現実性を度外視するならば、次の問題が発生する」⁷¹ それは「これらの対象本質は、これらが一般に存在のうちへと向かうべきであり、——この物やあの物に即して存在すべきではないかぎり、統一性のどのようなあり方に結合するのであろうか」⁷²である。この箇所においてはじめて「世界統一としての世界の問題」⁷³がわれわれに提示され、この問題は先の「人格」の問題と対応するのである。この対応は「作用の本質には対象の理念が、本質的な作用様式には対象様式が、生命的作用は環境世界がそれぞれ対応する」⁷⁴のと同様である。

ここで注意されるべきこととしては「心理的なものと物理的なものはあくまでも唯一の世界存在のただ二つの存在形態のみを提示し、両者は多様性の二つの根本的に相異した形態によってア・プリオリに規定されている」⁷⁵ということである。この意味において「すべての自我統一性およびその個体的本質も、当然に自我性あるいは自我の本質も、あくまでも世界に属しているが、しかし世界の連関中心を形成してはいない」⁷⁶ 同様に「内部知覚も外部知覚も、自体的には純粋な無形式の直観の方向の本質相異性としてただ可能的な人格の二つの相異した作用方向のみを示してい

る」⁸⁷⁷。したがって「人格そのものの本質のうちでは内部知覚と外部知覚との対立が消失し、すなわち人格の本質が心理物理的に無差別的であるように——もしわれわれが世界の存在の諸形態をも還元し、すなわち普通に直観の諸形態としての機能を果している多様性の本質差そのものをも純粋な無形式な直観の作用のうちで同時に所与の内実となすならば、世界の存在も心理物理的に無差別である」⁸⁷⁸と言われる。

3 人格と作用

a 人格と作用

今もしある種の存在者、すなわち「思惟し直観するものとして知のみに関与し、この種別的に理論的な領域に属する作用に関与するであるような存在者」⁸⁷⁹があるならばそれは「純粋な理性存在者と名づけることは許される」⁸⁸⁰が、その存在も「人格の問題とはならない」⁸⁸¹この種の存在者は「理性作用を遂行する（論理的）主語ではあるがしかし彼らは人格ではない」⁸⁸²。

このことは同じように「意欲」に関する存在者にも妥当するのであり、「彼ら存在者は意欲の（論理的）主語であろうが、しかし人格ではない」⁸⁸³とされる。ただし「人格とは、本質においてすべての可能的な相異性をもつた諸行為に対して存立するまさしく統一性である——それらの行為が遂行されたものと考えられるかぎり」⁸⁸⁴。したがって「本質の相異した諸作用様式の相異した論理的主語は一たんにその本質のみならず可能的な存在が反省されるかぎり——ただ一つの形式統一性のうちにのみ存在しうが、このことをはじめて決定するのは人格のうちに、人格のうちにのみ存在することそれ自体が作用相異性の本質に属しているといわれわれが言うときである」⁸⁸⁵

（「自己意識」は自己自身についての意識のうちに、自己自身を把握するすべての可能的な意識のあり方、たとえば知的、意志的、感情的なあり方、愛し憎むあり方が含まれていなければ、まだ人格ではない。）

かくして「本質定義」⁸⁸⁶は次のようになる。「人格とは相異する本質の諸作用の具体的なそれみずからの本質的な存在統一であり、この統一性は自体的に（したがってわれわれにとってでなく）すべての本質的な作用差別（とくに外的・内的知覚、外的・内的な意欲、外的・内的な感情と愛・憎等）に先行する。人格の存在はすべての本質的に相異する作用を〈基礎づける〉」⁸⁸⁷

以上のことから「人格の作用」について次のこ

とが言われる。すなわち「人格の存在をその行為から了解しようとするいわゆる〈能動主義的〉な人格性把握の様式が操作するのを常とするようには、決して人格は作用の単なる〈出発点〉としてXへ、あるいは作用の単なる〈連関〉等へ還帰させられない。人格は作用の空虚な〈出発点〉ではなく、具体的存在であり、この存在なしには、十分な適合的な本質に出会わず、つねにただ抽象的な本質性に会おうのみである」⁸⁸⁸。

また「人格は確かに存在し、みずからをまた作用を遂行する存在者としてのみ体験し、いかなる意味においても〈これらの背後に〉あるいは〈これらのものの上に〉あるのではなく、また静止点のように作用の遂行あるいは経過の上に立っているようなものではない」⁸⁸⁹。これらのことはすべてただ「空間的・時間的領域からの形像であり、この領域は人格と作用の関係に対しては存立しないことは自明であるが——しかしいつも人格の実体化へと導いた」⁸⁹⁰ものであると言われる。

そしてむしろ「おのおの十分に具体的な作用のうちに全人格が入り込んでおり、その作用のうちに作用によって全人格も〈変化する〉がしかし人格の存在は彼のなんらかの一つの行為に同化したり物のように時間のなかで変化することはない」⁸⁹¹そしてむしろ「人格は時間のなかに入って生き、他と成りつつみずからの作用を時間の中で遂行する」⁸⁹²ものである。そして「人格はおのれの実存を可能的な体験というものの体験のうちでまさにはじめて完遂する」⁸⁹³ものとも言われる。そしてまた「人格は彼の作用の単なる連関としてはほとんど了解されないが、同様に一つの具体的な人格作用も抽象的な作用本質の単なる総和や構造としては了解されない。むしろそれらの作用のうちに生きながら、またその作用をみずからの固有性をもって十分に貫徹しているものが人格自身である」⁸⁹⁴と言われる。

b 人格の作用は対象ではない

上に示されたように「自我」は対象である。すなわち「自我性はまだ形式なき直観の対象であり個性的自我もまだ内部知覚の対象である」⁸⁹⁵これに対して「作用は決して対象ではない」⁸⁹⁶なぜなら「作用の素朴な遂行と並んで反省のうちになおこの作用の知がたとえどれほど存在しようとも、この反省は（作用の遂行の瞬間においてであれ、反省された直接的追憶においてであれ）対象化するものを何も含んでいない」⁸⁹⁷からである。それはたとえば「すべての内部知覚に特有であり、

また内部観察にも特有であるような対象化は、その反省には含まれない」^{a98}

そして作用が対象でないならば、「作用の遂行のうちに生きている人格は決して対象ではない」^{a99}そして「人格の与えられる唯一の様式はむしろただ人格の作用遂行そのもののみ（したがってまたおのれの行為の自己反省という作用遂行）でありこの作用遂行のうちに生きながら人格は同時に自己を体験する」^{a100}のである。あるいは、自分以外の人格が問題である場合には「人格の与えられる様式は、他の人格の作用をとともに遂行するか、あるいは後からか、前もって遂行するかによってのみであるが、それらのうちにも、対象化しうるものは何もない」^{a101}と言われる。

したがってもしひとが「心理学」を「観察と記述と説明に接近しうる出来事、しかも内部知覚にあるような出来事に関する学である」^{a102}と解するならば、「作用という名のものならびに人格はこの理由で心理学にとって超絶的(transzendent)である」^{a103}。

たしかに「作用に対して内容と対象であるものは、とりわけまた心理学的研究のすべての可能的にすぎない事実を含んでいるが、しかしこれらの事実そのものはただ本質法則的にのみ内部知覚の人格作用のうちに支えられており、この人格作用は、たとえば実験者が被験者の内的に知覚し観察したものを了解する場合には実験者によっても後から遂行されねばならず、したがって再び対象化されえない」^{a104}

「カール・シュトゥンプフ」^{a105}によれば、「内部知覚のうちに对象的に与えられている諸現象の系列の内部には、現象内容と現象機能(Erscheinungsfunktionen)とが区別される」^{a106}とのことであるが、この「機能は作用とは関わりない」^{a107}「すべての機能は第一に自我機能であり、人格機能に属しない。機能は心理的であり、作用は非心理的である。作用は遂行され、機能はみずからを遂行する。」^{a108}「作用は人格から発生して時間の中に入るが、機能は現象的な時間領域における事実である」^{a109}「機能にはたとえば見ること、聞くこと、味わうこと、注意すること、注目すること、生命的に感ずること、などのすべてのあり方が属しているが、しかしあるものが〈思念〉されて相互に直接的な意味連関を所有している真実の作用は属していない」^{a110}とされる。

さて「われわれが心理的領域から作用（そしてまさしく人格）を排除するならば当然のことなが

らそれによって、それらは物理的であるとは言われない。それら両者はまさに心理物理的に無差別であるとのみ言われる」^{a111}

そして「われわれは作用の全領域に対して〈精神〉という術語を要求する。これは作用や志向性や意味充実性に関する本質を有するすべてのものを精神と名づけることによる」^{a112}この場合の「精神」は「本質必然的に人格的であり、従って非人格的精神という理念は不合理である」^{a113}

しかし決して「自我は精神の本質に属さずそれゆえまた自我と外界との区別もその本質に属さない。むしろ人格こそは、具体的精神が問題となるかぎり、精神の本質必然的な唯一の実存形態である。あるいはまた人格が志向的作用の遂行のうちにのみ実存して生きることが人格の本質には所属している」^{a114}したがって「人格は本質的に対象ではない。逆に知覚、表象、思惟、追憶、期待であれすべての対象的な態度は人格の存在を直ちに超絶的とする」^{a115}

一方で「心理学は追憶や期待や愛などの（抽象的）本質にもまた具体的な人格作用の抽象的部分としてのこれらの作用にも関わりをもたない。心理学の関わるものはそのような作用の遂行の機会に内部知覚の領域に出来するものと、このものがそれみずからのものとで身体と（因果的な仕方）でいかに連関するか、このことのみである」^{a116}

ここで「意識(Bewusstsein)」と人格の関係について述べよう。心理学が「意識現象の学」^{a117}と定義されるように「意識とは内部知覚のうちで現象するに至るすべてのものと解するならば、人格および人格の作用は超意識的な存在と名づけられる」^{a118}これに対して「意識現象そのものは意識上の(oerbewußt)なものと意識下の

(unterbewußt)なものとに分解するがこれらの現象に対応するすべての心理的に実在的なもの、すなわちいわゆる心理的な事象と経過、その原因性、因果連関の成立に仮説的に認められる心理的狀態等は無意識と呼ばれる」^{a119}これに対して「意識」の名の下にそのつどの「或るものについての意識」を指示しようとしてこの語の適用のうちに「知性主義的理論」すなわち「表象」はすべての「志向的作用（たとえば判断・愛・憎・感情・意欲の根柢に基礎づけの客観化作用としてなければならないという理論を取り入れることを厳格に避ける人、したがって〈或るものについての意識〉とはすべての志向的に方向づけられた意味充実的な作用と解する人は人格をも具体的に

ついで意識」と名づけたいだろう」¹²⁰

しかしひとが「或るものについての意識のうちにただ（デカルト的に）コギターレのみを取込み、愛憎・感情・意欲およびこれらの合法性は、カントも一すべての情緒的作用と意志的作用に対して前提したごとく、第一に上のように定義された人格イコール思惟体の身体との結合に基づくというように思い違える時」¹²¹には上述のことは「決して許さない」¹²²と言われる。

或るものについての意識という意味での「意識」という表現は「歴史的にデカルトの合理主義とその変様と結びついている」¹²³ので、われわれは「意識」という語を「内部知覚の特殊な〈についての意識〉の意味においてあるいは意識現象イコール心理的という意味においてのみ使用することを優先させる」¹²⁴とされる。

c 人格と世界

前節において人格一般の事象相関態として世界を指定したが、「個性的人格にはまた个性的世界が対応する」¹²⁵そして「おのおのの世界は同時的になた人格の世界としてのみ具体的世界である」¹²⁶。そして「相異する個性的人格に対して、唯一ではあるが〈自体所与的〉として〈絶対的〉としてみなされる唯一の世界が存在するかぎり、このような世界の唯一性と同一性は必然的に仮象であり、事実としては、具体的な人格性の何らかの支持様態（たとえば生物や人間や種族等）に現存在相対的に関連した対象諸領域が与えられているか、あるいは、なるほど〈世界〉すなわち一つのすべての具体的世界を包括する具体的世界が〈与えられ〉ているが、——しかしそれは自体所与的ではなく、ただ思念された世界であり、換言すればこの場合には〈世界〉とは（実在性の特徴を具えていない理念）カントの意味での単なる理念となるのである。

しかし世界は決して理念ではなく、絶対的に存在しつつに具体的であり個性的である存在である」¹²⁷。その限りにおいて「世界が個性的人格の任意の多数性に〈与えられ〉、しかもそのさいに自体所与的であることを、われわれが要求するかぎり、あるいはまた、世界の存在と内容との確定と規定との〈普遍妥当性〉を普遍的な概念と命題を介して世界およびおのおのの現実存在の条約となしてよいと思念している限り、世界への志向は原理的に実現されない理念、たんに思念されたものとなるのみである」¹²⁸。けだし「このような規定は本質的に決して世界に関しては可能ではないか

ら」¹²⁹である。しかし他ならぬいわゆる「超越論的概念は事実的には主観主義的な偽造である」¹³⁰。そしてこの「偽造」は第一に、「絶対的存在が認識しえないXとしての〈物自体〉となる結果になる」¹³¹

さて「世界と絶対的な世界についての真理がある意味で〈人格的な真理〉であることは一人格と世界との本質連関にかかわっている」¹³²。その「本質」とは「存在の本質」¹³³である。

このような洞察は次の場合からは生じて来ないだろう。それは「人格性を初めから〈消極的なもの〉とみなす、たとえば超越論的理性の偶然的な身体的なあるいは自我的な制限性とみなすか、あるいは人格性そのものを絶対的存在に基づき（世界と同様に）まさに絶対的存在を表現しているものとして知る代わりに、人格性を経験的世界あるいは世界一般の単なる構成要素とみなす」¹³⁴場合である。この場合は「存在そのものに至るために人格を削除しなければならず、人格の域を脱し、何らかの仕方では人格を脱却しなければならないとつねに思念することであろう」¹³⁵

人格と世界が絶対的存在であり、両者が相互に本質的關係のうちにあるならば、「まことに絶対的真理も人格的でありうるのみであり」、¹³⁶一方「人格妥当の真理（これと類似の善）はおそらくまったく限定的矛盾であると説くことは、真理を命題の単なる普通妥当性として定義してよいと思念するかの主観主義と超越論的心理主義者にとつてのみ妥当する」¹³⁷と指摘される。

この節の結語としては次のようになる。「もしも人格性が自我に何らかの意味で一基礎づけられた概念であり、超越論的自我かあるいは意識一般に基礎づけられた概念であるならば、人格的真理も不合理であろう。フィフテの自我も、これの多くの現代的な変容も、しかしまたすでにカントの無限により意味深長なる慎重な超越論的統覚も厳密なる客観的な真理理念を根底において解消し結局はすべての哲学の実用主義的な墮落に終わる道への第一歩を提示したのみである」¹³⁸

d 小宇宙と大宇宙と神の理念

「理念」、「あらゆる人格に原理的に自分の世界として近づきうる一つの具体的・現実的・絶対的世界の理念ではなく、唯一の同一的・現実的世界の理念は一すべての可能的な諸世界を結合するアプリアリな本質構造を越えて一なおも現象的充実をもっているか、それとも事態は人格的な諸世界の多数性にとどまるべきなのか。」¹³⁹ここでの

「唯一の同一的現実的世界というこの理念」は、「大宇宙 (Makrokosmos) の理念」¹⁴⁰と呼ばれる。これに対して「小宇宙 (Mikrokosmos)」¹⁴¹は「個性的な人格の世界」¹⁴²であるが、それは「大宇宙の部分である」¹⁴³。しかし「大宇宙の人格的な対立項は無限的な完全な精神人格であり、この作用は、すべての可能的人格の作用に向う作用現象学における本質規定に従ってわれわれに与えられるであろう。しかしこの人格はまたただ現実性の本質条件を充実するためにのみ具体的であろう。」¹⁴⁴だから「神の理念は本質連関に基づいて世界の統一性と同一性ととともに与えられている。」¹⁴⁵これを与えるものは「哲学ではなく、ただ具体的人格のみであり、この人格はその理念に対応するものと直接的に交流し、彼には理念の具体的本質が自己所与的であろう」¹⁴⁶したがって「神のあらゆる現実性はただ神の可能的な積極的な啓示に、具体的人格に基づいている」¹⁴⁷と言われる。シエラーのここに付け加えられる主張は次の通りである。「人格神への本質遡求をすることのないあらゆる世界の統一性（これと同時に一神論と汎神論のすべての変種）、同様に人格神のあらゆる種類の代用、それが、普遍の世界理性によるものであれ、または超越論的理性我、倫理的世界秩序（カント）、秩序づける秩序（フィフテ）、無限の論理的主体（ヘーゲル）、非人格的ないわゆる超人格的な無意識等によるものであれ、これらは哲学的にも背理的な見解である」¹⁴⁸

e 身体と環境世界

ここでは「身体と環境の関係とそれに対応する所与性の人格と世界との所与性に対する関係」¹⁴⁹を問題にする。まず「身体は人格領域と作用領域ではなくして、そのつどの〈或ものについての意識〉とこの意識の様式ならびに様相との対象領域に所属しているということ」¹⁵⁰が確実であると言われる。しかも「身体の現象的な所与性様式および基礎づけは自我とこの自我の諸状態や諸体験との様式ならびに様相とは本質的に相異したものである」¹⁵¹これらの関係についての「主張」は次のことである。すなわち「身体性は（純粋な現象学的直観に対しては）特殊の実質的な本質所有性を明示しこの所与性はあらゆる事実的な身体知覚のうちに知覚の形式として働く」¹⁵²と。

次に「伝統的な学説の誤った条項」¹⁵³として次のように挙げられる。

「(a) 内的なく身体意識」は諸感覚の集合にすぎないこと。

(b) 身体感覚は程度的にのみ〈有機感覚〉と区別され、この有機感覚は身体状態としてそれに本質的に帰せられる所与性の様式によってでなく、ただ程度と内容に関してのみ音や色や味や香りなどの感覚と区別されるということ。

(c) 物体身体は他の物体とまったく同様に根源的に見出されうること。

(d) 身体感覚が〈心的現象〉であるということ。
(以下省略)」¹⁵⁴

最後に「身体と環境世界は心理的と物理的との区別ではない」¹⁵⁵ことが言われる。これについての詳細は今回は触れない。

f 自我と身体

「自我の多様性と身体のあいだに成立する関係の根本規定」¹⁵⁶に対しては、一二つの原理的解答がある。その一つは「身体は自我の相互内在を、内部知覚のうちにある個々の体験に即して所与性としてまず見出されるものへと分解する」¹⁵⁷。他の一つは「身体は根本的に相互に異った心的な要素事実を統一的形象へ、結局は〈自我〉の錯綜した組み合わせ的な結合へと連合する」¹⁵⁸となる。

前者の見解によれば「自我は純粋なる相互内在の多様性の統一であり、身体を現象学的に還元して自我が純粋にそれだけとして考えられるかぎり、ただ充実に即してのみ増し減少しうるものであるが、しかしこれに対して観察されうる体験の諸統一態は統一性の分解の継続であり、これはまず身体における表現を通して、かつ自我上の多様性のうちに含まれている純粋に心理的な諸内容が身体のために利用されることによって、身体を通して生ずることである。それゆえ、これによれば身体は集中することなく、あの自我の多様性を個々の部分に、すなわち種々の経験的な体験に分解し分割する」¹⁵⁹

後者の見解によれば「自我は身体なんらかの特別の興奮に一義的に結びつけられている事象と過程との集塊である。すべての心理的な統一性形成はそれらの興奮が身体の統一性のうちでなすところの結合と結合様式とに依存している。(観念連合説)」¹⁶⁰

これらの見解はすべて「真実の自我のうちにある相互内在すなわち自我の外部ではなく自我の内にある体験の真実の存在を提示する心理的多様性—ならびにこの多様性における結合様式—があることを見ようとしないことの結果である」¹⁶¹。したがって「過去の体験はどこまであるかと問われるならば、それらは私の自我の内にあり、この

自我はおのれの体験のおおののうちで他のようになるが—だからといって物のように変化はしない」¹⁶²「過去の体験は過去性の神秘的空間のうちにあり」¹⁶³ またそれは「自我自身のうちに現存し、これらの体験のうちの一つのそれぞれの変化でさえも内的直観のそのつどの内実全体を特定の方
向に変化するならば、そのかぎりにおいて内的直観のうちににおいてもなお〈活動的〉として与えられている。私の生活のあらゆる点から〈それらの体験は語りかけ、動機づける〉、すなわち統一的に体験された活動性のうちで、私のより将来の体験のおおのを動機づける」¹⁶⁴ とされる。

ところで「心理的因果性」¹⁶⁵ は「最後の線においてはつねに自我の因果性であり、換言すれば統一的自我の体験された活動性である。それは本質的に個性的な因果性である。—この純粋な心理的因果性こそは、われわれがまた動機づけの因果性とも名づけうるものであり、これを探究することは了解的心理学 (die verstehende Psychologie) の課題であり、—精神科学の基礎づけの課題である」¹⁶⁶ とされる。

この心理学は「説明する」¹⁶⁷ のではなく、「個性的あるいは類型的な心理的統一性のすべての個々の過程をこれの個性的あるいは類型的な内実に基づいて了解する」¹⁶⁸ ものであるから、また「そのつどの自我の全体性の個性性あるいは類型を度外視せず、まさしくこの全体性を確保して対象となす」¹⁶⁹ のである。

これに続いて Text では「g 説明的心理学の先験的に実質的な諸原理に」¹⁷⁰ についての記述があるが、本論では割愛する。

以上によって Max Scheler の『倫理学における形式主義と実質的価値倫理学』の「IV 形式主義と人格」の「A 人格一般の理論的把握のために」の項についてできる限りその叙述に沿って考察をして来た。次の課題はその「人格が倫理学的価値の担い手としてどんな役割を演ずるか、倫理学的諸関連のうちで人格という語は一般に何を意味するか」となろう。この課題は次の機会にゆずることにする。

注

- 1 Max Scheler, Der Formalismus in der Ethik und die materiale Wertethik, (以下 Form. と略記する。頁付は Francke Verlag Bern, sechste durchgesehene Auflage 1980 による。)
- 2 Form. S. 370
- 3 a. a. O.
- 4 a. a. O.
- 5 a. a. O.
- 6 a. a. O.
- 7 a. a. O.
- 8 a. a. O.
- 9 a. a. O.
- 10 a. a. O.
- 11 a. a. O.
- 12 a. a. O. f.
- 13 Form. S. 371
- 14 a. a. O.
- 15 a. a. O.
- 16 a. a. O.
- 17 a. a. O.
- 18 a. a. O.
- 19 a. a. O.
- 20 a. a. O.
- 21 a. a. O.
- 22 a. a. O.
- 23 a. a. O.
- 24 a. a. O.
- 25 a. a. O. f.
- 26 Form. S. 372
- 27 a. a. O.
- 28 a. a. O. f.
- 29 Form. S. 373
- 30 a. a. O.
- 31 a. a. O.
- 32 a. a. O.
- 33 a. a. O.
- 34 a. a. O. f.
- 35 Form. S. 374
- 36 a. a. O.
- 37 a. a. O.
- 38 a. a. O.
- 39 a. a. O.
- 40 a. a. O.
- 41 a. a. O.
- 42 a. a. O.
- 43 a. a. O.

-
- | | |
|-------------------|---|
| 44 a. a. O. | 91 a. a. O. |
| 45 a. a. O. f. | 92 Form. S. 385 |
| 46 Form. S. 375 | 93 a. a. O. |
| 47 a. a. O. | 94 a. a. O. |
| 48 a. a. O. | 95 Form. S. 386 |
| 49 a. a. O. | 96 a. a. O. |
| 50 Form. S. 376 | 97 a. a. O. |
| 51 a. a. O. | 98 a. a. O. |
| 52 Form. S. 377 | 99 a. a. O. |
| 53 a. a. O. f | 100 a. a. O. |
| 54 Form. S. 378 | 101 a. a. O. |
| 55 a. a. O. | 102 a. a. O. |
| 56 a. a. O. | 103 a. a. O. |
| 57 a. a. O. | 104 Form. S. 387 |
| 58 a. a. O. | 105 C. Stumpf, Erscheinungen und psychische
Funktionen, 1907, Berlin |
| 59 Form. S. 379f. | 106 Form. S. 387 |
| 60 Form. S. 380 | 107 a. a. O. |
| 61 a. a. O. | 108 a. a. O. |
| 62 a. a. O. | 109 a. a. O. |
| 63 a. a. O. | 110 a. a. O. |
| 64 a. a. O. | 111 Form. S. 388 |
| 65 a. a. O. | 112 a. a. O. |
| 66 a. a. O. | 113 a. a. O. |
| 67 a. a. O. | 114 Form. S. 389 |
| 68 a. a. O. | 115 Form. S. 390 |
| 69 a. a. O. | 116 a. a. O. |
| 70 a. a. O. | 117 Form. S. 391 |
| 71 Form. S. 381 | 118 a. a. O. |
| 72 a. a. O. | 119 a. a. O. |
| 73 a. a. O. | 120 a. a. O. |
| 74 a. a. O. | 121 Form. S. 392 |
| 75 a. a. O. | 122 a. a. O. |
| 76 a. a. O. | 123 a. a. O. |
| 77 a. a. O. | 124 a. a. O. |
| 78 a. a. O. | 125 a. a. O. |
| 79 Form. S. 382 | 126 a. a. O. |
| 80 a. a. O. | 126 Form. S. 393 |
| 81 a. a. O. | 127 a. a. O. |
| 82 a. a. O. | 128 a. a. O. |
| 83 a. a. O. | 129 a. a. O. |
| 84 a. a. O. | 130 a. a. O. |
| 85 a. a. O. | 131 Form. S. 394 |
| 86 a. a. O. | 132 a. a. O. |
| 87 a. a. O. f. | 133 a. a. O. |
| 88 Form. S. 383 | 134 a. a. O. |
| 89 Form. S. 384 | 135 a. a. O. |
| 90 a. a. O. | |

-
- 136 a. a. O.
137 a. a. O.
138 a. a. O. f.
139 Form. S. 395
140 a. a. O.
141 a. a. O.
142 a. a. O.
143 a. a. O.
144 a. a. O.
145 a. a. O.
146 a. a. O.
147 a. a. O.
148 Form. 396
149 Form. S. 397
150 a. a. O.
151 a. a. O.
152 a. a. O.
153 Form. S. 400
154 a. a. O.
155 Form. S. 402
156 Form. S. 414
157 a. a. O.
158 a. a. O.
159 a. a. O. f
160 Form. S. 414
161 Form. S. 416
162 a. a. O.
163 a. a. O.
164 a. a. O.
165 Form. S. 419
166 a. a. O.
167 a. a. O.
168 a. a. O.
169 a. a. O.
170 Form. S. 421

(昭和 58 年 11 月 30 日受理)

